

選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会	選挙人	不在者投票を行う市区町村の選挙管理委員会
<p>選挙人名簿に登録されている市区町村住民票のある市区町村</p> <p><b>選挙人名簿に登録される条件</b> 選挙人名簿の登録基準日（公示日、告示日の前日）の時点で住民票担当課に転入届を提出してから3ヶ月を経過していること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>鹿児島市の場合は、<u>公的個人認証サービス等を利用した、電子申請によるオンライン請求も可能です。</u> 詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。</p> </div> <p><b>直接又は郵便等で請求</b></p> <p>投票用紙と投票用封筒（2種類）を</p> <p>開封厳禁と書かれた封筒に入れて公示日又は告示日以降に請求書兼宣誓書に記載された住所へ郵送します。</p> <p>投票用紙等が入った封筒 開封厳禁</p> <p>□□□ □□□ ○○○○様</p> <p>この開封厳禁と書かれた封筒（投票用紙等の入った封筒）を不在者投票を行う選挙管理委員会へ持つて行く。</p> <p><b>ポイント1</b> 投票用紙等の請求は、<u>投票日の前日までしかできません。</u> FAXによる請求もできません。</p> <p><b>ポイント2</b> この投票用紙の入った封筒は、開封せずにそのまま投票をしようとする市区町村の選挙管理委員会へ持つていってください。 誤って開封した場合、投票ができないくなる可能性があります。</p> <p><b>ポイント3</b> 鹿児島市では、本庁別館3階の選挙管理委員会の事務室と7月3日からは市役所本館講堂（期日前投票所）で不在者投票ができます。 他の市区町村については、それぞれの選挙管理委員会へ事前にお問合せください。 なお、送付先住所地以外の市区町村でも投票は可能です。</p> <p>投票をしようとする選挙管理委員会へ投票用紙等が入った封筒を持って行き、市区町村の選挙管理委員会職員の立会いのもと不在者投票を行う。</p> <p>投票用紙等が入った封筒 開封厳禁</p> <p><b>ポイント4</b> 投票は、市区町村の執務時間内しか行うことができません。 例外として、当該市区町村で選挙が行われている場合に限り、20時まで投票が可能です。 必ず、事前にそれぞれの選挙管理委員会へご確認ください。</p>	<p>投票用紙等請求書兼宣誓書を入手する。 <b>【入手方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島市のホームページからダウンロードする。</li> <li>最寄の市区町村選挙管理委員会で入手する。</li> </ul> <p><b>投票用紙等請求書兼宣誓書</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>送付先住所</li> <li>連絡先電話番号</li> <li>選挙人名簿に記載された住所</li> </ol> <p>上記事項を記入した上で、</p> <p><b>投票用紙等の請求は、投票日の前日までしかできません。</b> FAXによる請求もできません。</p> <p>選挙管理委員会から送付された封筒の中に開封厳禁と書かれた封筒が入っています。</p> <p>この開封厳禁と書かれた封筒（投票用紙等の入った封筒）を不在者投票を行う選挙管理委員会へ持つて行く。</p> <p><b>ポイント2</b> この投票用紙の入った封筒は、開封せずにそのまま投票をしようとする市区町村の選挙管理委員会へ持つていってください。 誤って開封した場合、投票ができないくなる可能性があります。</p>	